

水戸市告示第 342 号

水戸市耐震シェルター設置事業補助金交付要項を次のように定める。

令和 8 年 9 月 14 日

水戸市長 高 橋 靖

水戸市耐震シェルター設置事業補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、地震による木造住宅の倒壊から居住者の生命及び身体を守るため、予算の範囲内において、耐震シェルター設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和 53 年水戸市規則第 22 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内に存する次の各号に掲げる要件の全てを満たす住宅の 1 階の寝室、居間その他の主要な部屋として市長が認める部分への耐震シェルター（地震により家屋が倒壊した際に、居住者の身体を守る空間を確保する装置として市長が認めるものをいう。）の設置で、第 7 条の規定による申請をする日の属する年度の 2 月末日までに当該設置が完了するものとする。ただし、当該耐震シェルターの設置について、国又は他の地方公共団体から補助の決定受けている場合を除く。

- (1) 一戸建ての木造住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のものに限る。）を含む。）であること。
- (2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築工事が着手された建築物であること。
- (3) 昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認を要する増築、大規模の修繕又は大規模の模様替を行っていないこと。
- (4) 建築基準法その他の法令の規定に適合していること（建築基準法第 3 条第 2 項の規定により、同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない部分に対して当該規定を適用しない場合を含む。）。
- (5) 在来工法（土台、柱、はり、筋かい等を用いて建築物を組み立てる工法をいう。）又は枠組壁工法（壁、床等の面で建築物を構築することをいう。）によって建築されたものであること。
- (6) 耐震診断（茨城県木造住宅耐震診断士認定要綱（平成 17 年 4 月 11 日施行）第 2 条第 1 項の規定により茨城県知事が認定した木造住宅耐震診断士が、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（令和 8 年発行に基づき、建築物の地震発生に対する安全性を評価することをいう。）による上部構造評点（木造住宅の各階及び各方向について、保有する耐力を必要耐力で除して得た値のうち、最小のものをいう。）が 1.0 未満であること。
- (7) 既に耐震シェルターの設置がなされている住宅で、当該設置された耐震シェルター

について、国又は他の地方公共団体から補助を受けていないもの。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助事業を実施する者のうち次の各号の全てに該当するものとする。

（1）補助事業を実施する住宅の所有者であること。

（2）第7条の規定による申請をする日において市税を滞納していないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、耐震シェルターの購入、運搬及び設置に要する費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は200,000円のいずれか低い額とする。

（補助の制限）

第6条 補助金の交付は、第2条に規定する住宅1棟につき1回を限度とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、水戸市耐震シェルター等設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、水戸市耐震シェルター設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請をした者に通知するものとする。

（変更等の申請）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに水戸市耐震シェルター設置事業変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするとき。

（2）補助事業に要する経費の変更（経費の20パーセント未満の変更を除く。）をしようとするとき。

（3）補助事業の廃止をしようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、水戸市耐震シェルター設置事業変更等承認通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止を承認された場合を含む。）は、完了した日から起算して30日を経過した日までに水戸市耐震シェルター設置事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書面を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 11 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、水戸市耐震シェルター設置事業補助金額確定通知書（様式第 6 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（交付の請求）

第 12 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、水戸市耐震シェルター設置事業補助金交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（2）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長の指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（関係書類の保存）

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の関係書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（補則）

第 15 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

第 年 月 日 号

水戸市長 様

住 所
申請者 氏 名
電 話

水戸市耐震シェルター設置事業補助金交付申請書

耐震シェルター設置事業補助金の交付を受けたいので、耐震シェルター設置事業補助金交付要項第 7 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業の概要

住宅の概要	所在地	
	建築着工年月日	
	延べ床面積	
	建築の工法 (該当するものを○で囲んでください。)	(1) 在来工法 (2) 枠組壁工法
耐震診断による上部構造評点		
耐震診断を行った者	住所 氏名又は名称 受講登録番号	
設置予定装置	商品名	
交付申請額	金 円	

2 添付書類

- (1) 付近見取り図
- (2) 耐震診断結果報告書の写し
- (3) 見積書の写し
- (4) 耐震シェルターの仕様書
- (5) 耐震シェルターを設置する場所を示した平面図
- (6) 登記事項証明書（建物）
- (7) 建築確認通知書の写しその他の建築確認を受けたことが分かる書類
- (8) 市税完納証明書又は市税の納付状況等に関する調査についての承諾書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

様式第 2 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

水戸市耐震シェルター設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった耐震シェルター設置事業補助金については、
下記のとおり交付することに決定したので、水戸市耐震シェルター設置事業補助金交付
要項第 8 条の規定により通知します。

記

1 設置予定装置

2 交付決定額 金 円

3 交付の条件

- (1) 水戸市補助金等交付規則及び水戸市耐震シェルター設置事業補助金交付要項の規定に従うこと。
- (2) 前号に違反した場合は、水戸市耐震シェルター設置事業補助金交付要項第 13 条に基づき、補助金の全部又は一部を返還させることがあること。

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

水戸市長 様

住所
申請者 氏名
電話

水戸市耐震シェルター設置事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた耐震シェルター設置事業補助金について、補助事業の変更等をしたいので、水戸市耐震シェルター設置事業補助金交付要項第 9 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 変更等の内容
- 2 変更等の理由
- 3 添付書類

様式第 4 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

水戸市耐震シェルター設置事業補助金変更等承認通知書

年 月 日付けで事業計画の変更（廃止）の申請のあった耐震シェルター設置事業補助金については、下記のとおり承認したので、水戸市耐震シェルター設置事業補助金交付要項第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

変更等の区分		1 内容変更	2 廃止
補助金の 交付決定額	変更前	金	円
	変更後	金	円
変更内容			
備 考			

様式第 5 号（第 10 条関係）

年 月 日

水戸市長 様

住所
申請者 氏名
電話

水戸市耐震シェルター設置事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた耐震シェルター設置事業補助金について、補助事業が完了したので、水戸市耐震シェルター設置事業補助金交付要項第 10 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 実績額 金 円

3 添付書類

- (1) 耐震シェルターの設置の契約書等の写し
- (2) 耐震シェルターの設置に係る領収書の写し
- (3) 耐震シェルターの設置が完了したことを確認できる写真
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面

様式第 6 号（第11 条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

水戸市耐震シェルター設置事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった耐震シェルター設置事業補助金については、
下記のとおり補助金の額を確定したので、水戸市耐震シェルター設置事業補助金交付要
項第11 条の規定により通知します。

記

補助金の確定額 金 円

様式第 7 号（第12 条関係）

年 月 日

水戸市長 様

住所
請求者 氏名
電話

水戸市耐震シェルター設置事業補助金交付請求書

年 月 日付けで額の確定の通知を受けた耐震シェルター設置事業補助金について、補助金の交付を受けたいので、水戸市耐震シェルター設置事業補助金交付要項第12 条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 補助金の振込先

金 融 機 関 名		支 店 名	
預 金 種 目	普 通 ・ 当 座		
口 座 番 号			
フリガナ			
口 座 名 義 人			

注 口座名義人は、請求者と同一であること。